

修繕業務仕様書

1 目的

市内各測定局に設置されている風向風速計用パンザマスト（以下「支柱」という）について、耐用年数を超過していることから、支柱の建て替え等による修繕を行う。

2 件名

大気汚染測定局パンザマスト修繕業務

3 履行場所（位置図等は別紙のとおり）

- （１） 蘇我保育所大気汚染測定局（中央区蘇我２－３－１８）
- （２） 都公園大気汚染測定局（中央区都町２－１４）

4 修繕業務内容

（１） 支柱撤去作業

ア 風向風速計及び避雷針等の撤去

支柱に取り付けられている風向風速計、それに付属する配線及び固定用架台については取り外し、４（２）において新たに設置する支柱に取り付けを行えるよう、適切に保管すること。取り外しの際、局舎内へ接続されている配線等については、接続機器等との接続を取り外すこと。

また、避雷針、その他配管及び装柱金物等については原則撤去し処分するものとするが、４（２）において新たに設置する支柱に取り付け、使用することが可能なものについては、この限りとしない。

イ 撤去作業

既存支柱について、地中部を含めてすべて撤去すること。ただし、新設する支柱の土台として既存支柱の一部を使用する場合は、必要な範囲において既存支柱を撤去せずに利用することを可能とする。なお、撤去にあたり埋め戻しが必要な場合は土砂等を使用し、周囲へ影響が生じないように対処すること。

（２） 支柱設置作業

ア 既存支柱を撤去した位置に新たな支柱を設置すること。

イ 支柱の構造計算にあたっては、支柱の最上部に風向風速計を取り付けることを想定して、風向風速計を含めた計算をすること。

ウ 支柱の材質については、鋼板性支柱に腐食防止措置を施したもの、又は同等以上の耐久性及び耐候性を有すること。

エ 支柱の寸法は地上から高さ１０メートルとし、規格については既存支柱の仕様と同等

程度とする。

オ 地際部には腐食防止のため、コンクリートで作成した基礎を設置するものとし、地表から5～10cm程度露出させること。新設する支柱の基礎として現状の基礎を利用する場合においても、基礎の高さが不足する場合、現状の基礎をコンクリート等によりかさ上げすることで、地表から5～10cm程度露出させること。

カ 新設する支柱の基礎として現状の基礎を利用する場合、現状の基礎にひび割れ等が生じている際には、必要に応じて補修等を行うこと。

キ 支柱設置後、4（1）アで取り外した風向風速計、それに付属する配線及び固定用架台について設置取り付けを行うこと。局舎内へ接続する配線等については、各測定局の現状に応じて適切に配線等を行い、接続すべき機器等と適切に接続すること。

5 提出書類

（1）着工届

（2）修繕担当者届

（3）施工計画書

緊急連絡体制、施工方法、使用材料の規格、産廃処分方法（運搬・処分委託先等）が分かる書類。

（4）工程表

（5）完了報告書

業務終了後、完了報告書（設置図面を含む）を紙及び電子媒体各1部（CAD データを作成した場合は電子媒体に含むこと）提出すること。なお、業務写真は、修繕の作業前、作業中、作業後の修繕箇所について同一の場所から撮影したもの並びに支柱全景、修繕に用いた主な部品について撮影し、完了報告書に含めること。

6 履行期限

令和9年3月31日

7 法令等の順守

受注者は業務の実施にあたり、関係する法令等を遵守すること。

8 中立性の保持

受注者は常に公正な立場で、業務を遂行するよう努めること。

9 秘密の保持

受注者は業務の処理上、知り得た内容及び情報などを他にもらさないこと。

1 0 仕様書の疑義

本仕様書に明示されていない事項及び記載内容に疑義が生じた事項については、その都度、発注者と受注者が協議すること。また、本仕様書に明記なき事項であっても、本修繕の趣旨から当然行わなければならない事項については含むものとする。

1 1 災害の防止

修繕業務において、災害の発生のないように努めること。万が一、事故が生じた場合は、発注者に連絡するとともに、受注者の責による事故は、受注者の負担で解決すること。

1 2 現場管理

既存設備及び物件の損傷防止に努めること。万が一、損傷が生じた場合は、発注者に連絡するとともに、受注者の責によるものは、受注者の負担で速やかに復旧すること。

1 3 その他

- (1) 作業の実施に当たっては、必要に応じて関係機関と協議し了承を得ること。
- (2) 原則として、作業は平日の午前 9 時から午後 5 時までの間に実施すること。
- (3) 必要に応じて既設構造物等の養生保護をして作業を実施すること。
- (4) 作業に当たり、敷地内フェンス等の撤去が必要な場合には、適切に原状復帰を行うこと。
- (5) 立木等の伐採が必要な場合は事前に発注者と協議の上、関係機関の了解を得るものとし、必要に応じて剪定後の立木等に防腐処理等を施すこと。
- (6) 撤去作業により発生する廃棄物については、受注者が排出事業者責任を負うとともに、運搬等を委託する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づく委託基準を遵守すること。
- (7) 廃棄物の仮置きや掘削土の集積をする際は、飛散防止に努める等、周辺への迷惑にならないよう十分に配慮すること。
- (8) 自動車等を関係機関の敷地内に駐車して作業する場合は、受注者は発注者に協力して関係機関から許可を得るとともに、事故等が発生しないよう、監視員を配置する等して安全の確保に努めること。
- (9) 自動車等を道路上等に駐車して作業する場合は、受注者の責任・負担で関係機関から許可を得るとともに、事故等が発生しないよう、監視員を配置する等して安全の確保に努めること。

仕様書別紙

測定局名称	蘇我保育所大気汚染測定局	緯度	35° 34' 20"	
		経度	140° 07' 51"	
所在地	中央区蘇我 2－3－18 (蘇我保育所運動場)	標高	3.0m	
		用途地域	住居	
サンプリング口の高さ		地上から 5.0 m	風向・風速計の高さ	地上から 18.0 m
測定項目	SO ₂ ＋SPM, SPM, NO _x , PM2.5, 風向・風速			

(周囲の状況)

住宅地にある保育所の一角に位置し、東300mにJR内房線が西300mに国道357号が通り、国道357号以遠の西側には、千葉港、大規模工業地帯が立地している。



測定局名称	都公園大気汚染測定局			緯度	35° 36' 37"
				経度	140° 08' 16"
所在地	中央区都町 2－1 4 (都公園内)			標高	5. 0 m
				用途地域	住居
サンプリング口の高さ		地上から 5. 0 m	風向・風速計の高さ		地上から 1 8. 0 m
測定項目	SO ₂ , SPM, NO _x , OX, HC, 風向・風速				

(周囲の状況)

密集した住宅に囲まれた公園内の一角に位置し、南 2 0 0 m には国道 1 2 6 号が通っている。

